

商工会情報誌



スクラム安佐

商工会加盟数
1856名
(平成22年3月末現在)

商工会は法律に基づいて設置されており、
経営についての相談は全て無料です。

発行者
広島安佐商工会
第10号
平成22年4月20日発行



「青年部が植えた桜の木」 場所：柳瀬キャンプ場



左から2番目が奥田理事長

可部新中央商店街振興組合（奥田敬三理事長）は、このたび永年の活動実績が認められて、広島市より「広島市優良組合」として表彰されました。
去る三月二十三日広島市役所本庁において行われた表彰式には奥田理事長が出席し、秋葉忠利広島市長より表彰状が授与されました。
おめでとうございます。

可部新中央商店街振興組合
優良組合表彰を受賞

企業情報を提供します

広島安佐商工会では、日経テレコンP
OM情報システムを利用して、帝国デー
タバンク及び東京商工リサーチに登録さ
れている企業情報の提供が可能です。
新規取引先などの相手企業情報をお知
りになりたい方はご利用下さい。
ご利用の場合は実費を頂戴致します。

●基本料金は
帝国データバンク： 1,680円/件
東京商工リサーチ： 1,260円/件

**共同催事等助成金交付制度
申請受付中!**

前年度創設致しました「共同催事等助
成金交付制度」の平成二十二年度分申請
を受付けています。

会員の皆様が5人以上の共同で催事等
を実施される場合に一定額(上限は十万円)
を助成する制度です。

申請案件は、総務委員会が審査し、諾
否を決定します。

該当すると思われる催事等には、進ん
で申請して下さい。

申請書は事務局にございます。

会員の皆様へお願い!



**商工会未加入の方を
ご紹介下さい!!**

皆様のお知り合いの事業所で
商工会に入会されていない方を
是非ご紹介ください
会員増強は、組織強化を目指す上で
欠かせない重要課題です
どうぞよろしくお願いいたします



広島安佐商工会

広島安佐商工会会員(御社)から ⇒ 広島安佐商工会会員(全会員様)へ

会員皆様のDM(ダイレクトメール)を無料発送致します。

●準備していただくもの

- ・ DM (ダイレクトメール) 会員数+予備 10 部程度

DMの規格	納品の方法
B5 版 、 A4 版	折らずにそのまま納品して下さい。
B4 版 、 A3 版	2つ折りにして納品して下さい。
上記規格以外	事務局までお問合せ下さい。

●DMのお届け方法

- ・ 角2サイズ「透明な封筒」を使用します。
- ・ 配布はポスティング方式です。
- ・ 一部郵送の地域がございます。

●配布対象先

- ・ 広島安佐商工会会員様宛 **1856** 事業所です。(平成 22 年 3 月現在)
- ・ 配布地域を指定することはできません。

●その他

- ・ 原則 1 企業あたり 1 種類までは無料。
- ・ 申込多数の場合は、制限させて頂く場合がございます。
- ・ DMの納品期限は、申込時に指示します。(本年度は 4 月、7 月、10 月、1 月予定)

人事異動について

広島安佐商工会事務局に人事異動がありましたのでお知らせ致します。

【新任】 経営指導員 大原博文 (安芸高田市商工会より転属)
 補助員 行宗美恵
 一般職員 梅村英嗣

【退職】 経営指導員 富田美代子 (平成22年3月31日付)
 補助員 佐々木京子 (平成22年3月31日付)
 補助員 吉田めぐみ (平成21年12月31日付)

事務局体制

(平成22年4月1日現在)

配属先	職名	氏名	配属先	職名	氏名
【本 所】	事務局長	柚山敏男	【佐東支所】	経営指導員	内田賢司
	経営指導員	糀屋仁志		経営指導員	岩本忠義
	補助員	村松恵美子		記帳指導職員	松本貴子
	記帳指導職員	亀井理恵		一般職員	梅村英嗣
【可部支所】	経営指導員	大原博文	【安佐支所】	経営指導員	上田雅明
	経営指導員	佐藤辰郎		補助員	行宗美恵
	記帳指導職員	藤本弘己		臨時職員	田中弓子

お疲れ様でした。

本年3月31日をもちまして、
 経営指導員 富田美代子さんと、補助員 佐々木京子さんが定年退職することになりました。

富田指導員は25年7ヶ月、佐々木補助員は26年2ヶ月、事務局職員として、その職責を全うして頂きました。

これからは、健康に気をつけて、第二の人生を歩んで頂きたいと願っています。

お二人とも、お疲れ様でした。

どうぞお元気で！



行宗補助員、井手会長、
 佐々木補助員、富田経営指導員 (左側より)

平成22年度の雇用保険料率について

【平成22年4月1日～平成23年3月31日の間】

事業の種類	雇用保険率	負担別	
		事業主	被保険者
一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6.0/1000
特掲の事業	農林水産・清酒製造の事業	10.5/1000	7.0/1000
	建設の事業	11.5/1000	7.0/1000

確定申告を終えて

個人事業者の皆様には、1年の総決算でもあります『所得税確定申告』を終えられて、ホッと一安心というところだと思いますが、ここで一寸、今回の決算書・申告書を再度確認してみたいかがでしょうか。

もし、申告した数値に間違いがあった場合、今からでも訂正が出来ます。

まず、申告した「所得」や「税額」が正当な数値より多かった場合、税金を多く納めすぎた場合は、「更正の請求」という方法があります。

注意して頂きたいのは、この「更正の請求」期限は申告日より起算して1年以内ということです。

ここでいう申告日とは、法定期限の3月15日という意味ではなく、あくまで**税務署に申告書を提出した日**ということに気をつけて下さい。

これとは反対に、正当な数値より、所得あるいは税額が少なかった場合、「修正申告」という方法で訂正をします。

この修正申告で税額が増えた場合、当然本税（正当に納める税額）の差額と、3月16日から起算して差額を納めた日までに係る延滞税を納めることとなりますが、納税者自らが誤りを見つけ自主申告した場合は、加算税（通常10%）は課されません。

今回の申告された数値について改めて見直してみたいかがでしょうか！

住宅エコポイントについて

住宅エコポイントは、地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図る目的として、エコ住宅を新築された方やエコリフォームをされた方に対して一定のポイントを発行し、これを使って商品との交換や追加工事の費用に充当することができる制度です。

エコ住宅の新築	エコリフォーム
<p>○対象住宅</p> <p>(1)省エネ法のトップランナー基準相当の住宅 (2)省エネ基準（平成11年基準）を満たす木造住宅</p> <p>○発行されるポイント数</p> <p>一戸あたり、一律 300,000 ポイント</p> <p>○ポイントの対象</p> <p>省エネ・環境配慮製品 各都道府県の地域産品 全国型の地域産品 商品券・プリペイドカード 地域型商品券 環境寄附 追加で実施する工事費用への充当</p> <p>○ポイントの発行対象となる工事の期間</p> <p>平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工したもので、平成22年1月28日以降に工事が完了したものの。</p> <p>○ポイントの申請期限</p> <p>【一戸建ての住宅】 平成23年6月30日 【共同住宅】 階数が10以下 平成23年12月31日 階数が11以上 平成24年12月31日</p> <p>○ポイントの交換期限</p> <p>平成25年3月31日</p>	<p>○対象リフォーム</p> <p>(1)窓の断熱改修 (2)外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 (3)バリアフリー改修</p> <p>○発行されるポイント数</p> <p>各項目を合算し、 上限は一戸あたり 300,000 ポイント</p> <p>○ポイントの対象</p> <p>省エネ・環境配慮製品 各都道府県の地域産品 全国型の地域産品 商品券・プリペイドカード 地域型商品券 環境寄附 追加で実施する工事費用への充当</p> <p>○ポイントの発行対象となる工事の期間</p> <p>平成22年1月1日～平成22年12月31日に着工したもので、平成22年1月28日以降に工事が完了したものの。</p> <p>○ポイントの申請期限</p> <p>平成23年3月31日</p> <p>○ポイントの交換期限</p> <p>平成25年3月31日</p>

その他、詳しくは下記までお問合せ下さい。

住宅エコポイント事務局… 電話 0570-064-717 へ

ホームページ <http://jutaku.eco-points.jp/>